

## 第 2 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年2月24日 午後3時00分から4時35分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	欠席
3	松 川 博	出席	13	前 田 和 宏	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	佐 藤 章
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
  - 9番 久保 靖彦 委員
  - 10番 大西 忠義 委員

- 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

## 協議案第1号 農地の賃借料情報の提供について

### 6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議長 ただ今から、令和5年第2回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
議事録署名委員は、9番 久保委員、10番 大西委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。  
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 (報告第1号第1項から第7項朗読、説明)
- 議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 なければ、報告第1号は、報告済みといたします。  
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 (報告第2号第1項から第3項朗読、説明)
- 議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 なければ、報告第2号は、報告済みといたします。  
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第1号第1項から第4項朗読、説明)  
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
なお、第1項から第4項までにつきましては、後ほど、議案第6号においてあっせんの申出がございます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 議案第1号第1項から第4項までについて、要件を満たしているということによる

しいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第4項までについては、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議長 議案第2号第1項の件については、現地調査が行われています。  
田守文夫委員から、調査報告をお願いいたします。

19番 この案件ですけれども、譲渡人は譲受人の母方の祖母でありまして、長年、耕作していた土地であるとのことで、2月の11日に譲受人とお会いしてお話を伺ってまいりました。家族間の贈与でありますので、何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

議長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田守文夫委員から、調査報告をお願いいたします。

19番 2月13日に譲受人にお話を伺ってまいりました。以前から続く家畜市場建設に関連いたしまして、3条であがってきた案件でございます。売買金額につきましては、前回と同じ反当りの金額となっております。事情を考慮し、致し方ないと判断いたしました。以上です。

議長 ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第3項及び第4項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項及び第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第3項及び第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
飯尾委員から、調査報告をお願いいたします。

11番 まず、第3項につきましては、2月9日に譲渡人にお話を伺ってまいりました。こちらの土地の周りが譲受人の畑であるということで、昨年8月にお話をしたところ、売買で承諾を得たとのこととあります。第4項の売買につきましては、2月17日に譲渡人にお話を伺っております。譲受人は土幌町の方になりましたが、4年ほど前から譲受人の牧場で作られたスラリーを畑に使っていた間柄だそうで、今回、離農ということで、2年前の7月くらいから奥様の腰痛が酷く、入退院を繰り返していて、昨年8月に離農をすると決められて、すぐに、第3項と第4項の譲受人にお話をしたそうで、本人曰く、なるべく年内に結論を出したいということで、私が相談をうけた時点でこの2件の承諾を得た後でありまして、町内で買い手が見つからないかと話をしましたが、年内にということ強く希望しておられまして、すぐに返事をしてくれるところということで、このような結果になりました。金額に関しましても地域の平均価格でありまして、近隣に悪影響はないと判断いたしました。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第3項及び第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項及び第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第5項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第5項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
久保委員から、調査報告をお願いいたします。

9 番 2月7日に譲受人宅にお邪魔いたしまして確認してきております。現在、3条で賃  
貸契約を結んでおる案件を今度は売買でということであります。金額に関しまして、  
地域でもこの土地の評価として適正な価格であると思われま  
す。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第5項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第5項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」  
の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま

す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田守文夫委員から、調査報告をお願いいたします。

19番 2月13日に借主と現地を見てまいりました。貸主は、借主の祖母とつながりがあるようで、長年、近隣で祖母の畑を耕作されていた借主が借りることになったようでございます。賃貸料につきましては、地域の平均的な価格ということで問題はないと思われます。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4番 2月7日に貸主からお話を伺っております。貸主は相続にて農地の所有者となりましたけれども、今回、改めまして3条で貸すということでもあります。賃貸料につきましては、若干高めではありますが、許容範囲であると思われます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4番 2月8日に貸主にお話を伺っております。貸主は相続にて土地の所有者になられた  
ということで、今まで借りられていた今回の借主が引続き借りるということでありま  
す。以上です。

議長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい  
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め  
ます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

1番 こちらの件ですが、年末から貸主のほうから賃貸について相談を受けておりました  
が、貸主のこの人に貸したいという意思が強いものでありまして、ご本人も理解のう  
え、3条の賃貸借の申請になります。借主の耕作している土地からも農道を挟んで地

続きでつながるということで、集積の面でも理には適っていると思われます。賃貸料につきましては、地域の平均からみると真ん中より少し上くらいの金額でありますので、許可相当であると思われます。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の6ページから8ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 2月9日に現地の確認をまいりました。こちらは地域の小麦の予備乾燥施設であります。願出のとおり利用状況であると確認をまいりました。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)



なお、願出地につきましては、「調査書」の9ページから11ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 こちらの場所は、土地の所有者の兄から受継いだというところでございます。現在は、市街に住宅を持っておられますが、定年されてから余生としてほぼ毎日のようにこちらに通って、生まれた土地の田舎暮らしを楽しまれているというところでございます。今まで、周りの土地を賃貸しておりましたが、今度、売買するというところで、今のうちに宅地周りの整理をしたいという目的で今回の願出となりました。一部、畑地として使っていた部分もありますが、出入口がないところでありまして、ここも宅地として自家菜園にするということでもあります。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の12ページから14ページのとおりであります。利用状況は原野及び宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
飯尾委員から調査報告をお願いいたします。

11番 2月9日に事務局とともに現地のほうを確認してまいりました。当日は雪に埋まっています。現地はわからない状況ですが、私が昨年10月に見てきております。宅地の東側は盛土と風防になっておりまして、その南側は作道とバンカーサイロになっておりまして、畑としては使えない状況となっております。以上です。

議長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第4号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第4項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の15ページから17ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。松川委員から調査報告をお願いいたします。

3 番 1月16日に現況証明願ということで事務局とともに、土地所有者立会いのもと、現地を確認してまいりました。「調査書」の17ページを見ていただければわかりますように、以前に左側の幹線道路の拡幅のときに買上になると思っていたところが、宅地の南側の号線までしか買上にならず、畑の部分が残ってしまっていたということで、今回の願出となりました。反対側のビニールハウスのほうは幹線側とあわせて真っすぐにするというので、宅地周りの整理ということで問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第4項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第4項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第5項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第5項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の18ページから20ページのとおりであります。利用状況は雑種地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。

大西委員から調査報告をお願いいたします。

10番 2月10日に現地に伺いまして、土地の共有者のかたにお話を聞いてまいりました。相続を受けまして、現況のとおりに地目の整理をしたいというお話でありました。願出のとおり利用状況でありました。以上です。

議長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第5項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第5項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の第1項の件を議題といたします。

第1項については、石王委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、石王委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
議案第5号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (議案第5号第1項朗読、説明)

第1項につきましては、別添「調査書」21ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、決定いたします。  
石王委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続きまして、議案第5号第2項から第14項までの件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第5号第2項から第8項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。つきましては、第9項からご説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。  
(議案第5号第9項から第14項朗読、説明)  
以上、第2項から第14項までにつきましては、別添「調査書」21ページから25ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項から第14項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項から第14項までについて、決定いたします。  
次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第11項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。  
本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、幕別町のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、牧地区のBさん(43歳)を選定いたしました。  
第2項、花園地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、昭和地区のDさん(62歳)を選定いたしました。  
第3項、中昭和地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、中昭和地区のFさん(30歳)を選定いたしました。  
第4項、中昭和地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、中昭和地区のHさん(55歳)を選定いたしました。  
第5項、音幌地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、中昭和地区のJさん(59歳)を選定いたしました。  
第6項、駒場西地区のKさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東士狩地区のLさん(43歳)を選定いたしました。  
第7項、駒場西地区のMさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしま

して、今まで借りられていた、東土狩地区のLさん（43歳）を選定いたしました。

第8項、誉地区のNさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、誉地区のOさん（42歳）、誉地区のPさん（37歳）、上然別地区のQさん（37歳）の3名を選定いたしました。

第9項、豊秋地区のRさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、豊秋地区のSさん（51歳）、豊秋地区のTさん（39歳）、豊秋地区のUさん（36歳）、柏葉地区のVさん（49歳）の4名を選定いたしました。

第10項、帯広市のWさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、瑞穂地区のXさん（49歳）を選定いたしました。

第11項、八千代地区のYさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、瑞穂地区のXさん（49歳）、瑞穂地区のZさん（56歳）の2名を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第6号第1項から第11項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第11項までについて、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　次に、協議案第1号「農地の賃借料情報の提供について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 　（協議案第1号朗読、説明）

　　別添、配付しております資料のほうをご覧くださいと思います。

　　まず、一番最後のページになります「賃貸借実勢データ箇所図」をご覧ください。これにつきましては、令和4年の1月から12月までに、賃貸借契約が締結された土地を、3条契約と集積契約に分けて表示しております。3条については丸印の赤字で、集積については三角印の黒字で、1契約ごとの10アール当たりの賃借料を記載しております。

　　次に、一番前のページにお戻りいただきまして「音更町賃借料情報」というタイトルのものをご覧ください。これにつきましては、令和4年の1月から12月までに契約が締結された442筆の賃借料の平均額を、全町を4つの地区に分けて表したもの

でございます。賃借料が標準より極端に安いものと農業公社との賃貸借は省いて計算しております。

北東地区につきましては、

平均額 9,900円、最高額12,100円、最低額7,700円。

北西地区につきましては、

平均額 9,600円、最高額12,100円、最低額6,000円。

南東地区につきましては、

平均額10,700円、最高額15,000円、最低額5,500円。

南西地区につきましては、

平均額11,700円、最高額15,500円、最低額7,000円。

音更町全町の平均につきましては、

平均額10,600円となります。

次に、めぐりまして2ページ目の参考1とあります、「音更町賃借料状況図」をご覧ください。これにつきましては、先ほどの賃借料情報の4つの地区ごとの平均額を図示したものでございます。

次の3ページ目、参考2とあります、「10アール当たりの平均賃借料」をご覧ください。これにつきましては、平成25年から令和4年までの各地区の10アール当たりの平均賃借料と対前年比を載せております。

なお、総会で議決されたのち、この協議の結果を農地法第52条の情報提供等の規定に基づきまして、町のホームページと3月発行の農業委員会だよりに掲載させていただきます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、協議案第1号は、原案のとおり決定をいたします。以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和5年第2回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時35分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年2月24日

議長 石川清光